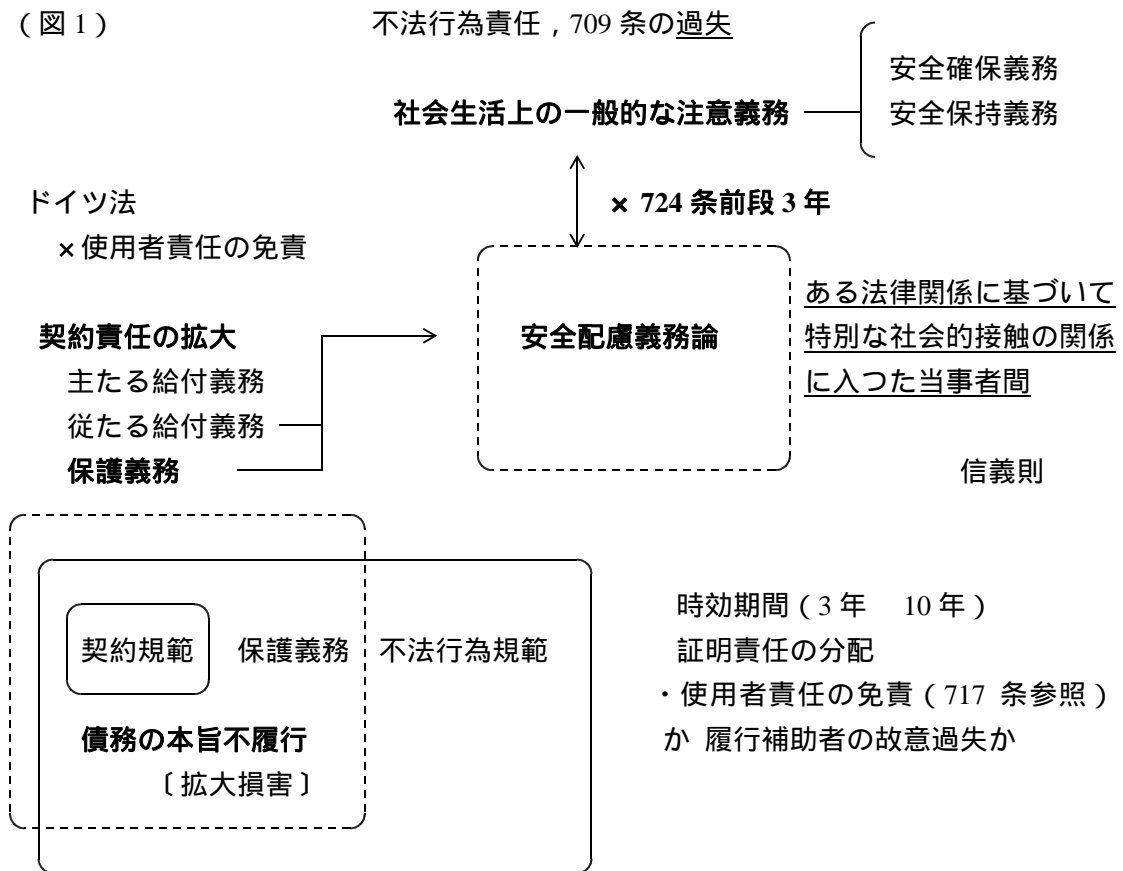


〔瑕疵担保責任〕〔安全配慮義務〕

〔過去問〕A社は、B社に対し、実験用マウス30匹を売り渡した。ところが、この中に、人及びマウスに有害なウイルスに感染したものが混じっていた。その後、Bの従業員Cがこのウイルスに感染して発病し、長期の入院治療を余儀なくされた。Bは、このウイルスに感染した他のマウス200匹を殺すとともに、Bの実験動物飼育施設に以後の感染を防止するための処置を施した。

右の事例において、(1) Aに過失がなかったときと、(2) Aに過失があったときとに分けて、A B間及びA C間の法律関係について論ぜよ。(平成5年司法試験)



論点1 A社に過失がないとき？

- × 不法行為責任
- × 債務不履行責任
- 瑕疵担保責任？
- × 安全配慮義務違反

論点2 Cは直接、A社に損害賠償請求ができるか。

- 不法行為責任
- × 契約責任

安全配慮義務違反……無理か？

「安全配慮義務は、ある法律関係に基づき特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務であり、必ずしも直接の雇用契約関係を必要としないと解され、一審被告三社と本件下請従業員との間に上記特別な関係が認められる場合には、一審被告三社は下請企業の従業員であった本件下請従業員に対しても安全配慮義務を負うこととなる。」(福岡高判平成 13 年 7 月 19 日判時 1785 号 89 頁)

債権者代位権 (423 条) 無資力要件？

(図 2) 債務不履行責任と瑕疵担保責任

原始の一部不能 債務不履行責任が問えない。

過失がない

「瑕疵」  
無過失責任？

担保責任を問う

損害賠償の範囲の限定？  
信頼利益の賠償？

\* 売買目的物 契約目的を達成できない = 瑕疵

\* 瑕疵とはなにか。製造物責任法の「欠陥」概念と違うのか？

\* 717 条 (土地の工作物の瑕疵) も参照

\* 国賠 2 条も参照

(参照法令) 製造物責任法 (平成六年七月一日法律第八五号)

「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定める」(第 1 条抜粋)

「この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。」(第 2 条 2 項)

**瑕疵とは何か：**手付金返還請求事件・最判昭和 41 年 4 月 14 日民集 20 卷 4 号 649 頁 (上告棄却)

「X (被上告人) は本件土地を自己の永住する判示規模の居宅の敷地として使用する目的で、そのことを表示して Y から買い受けたのであるが、本件土地の約八割が東京都市計画街路補助第五四号の境域内に存するというのである。かかる事実関係のもとにおいては、本件土地が東京都市計画事業として施行される道路敷地に該当し、同地上に建物を建築しても、早晚その実施により建物の全部または一部を撤去しなければならない事情があるため、契約の目的を達することができないのであるから、本件土地に瑕疵があるものとした原判決の判断は正当であり、所論違法は存しない。

また、都市計画事業の一環として都市計画街路が公示されたとしても、それが告示の形

式でなされ、しかも、右告示が売買成立の一〇数年以前になされたという原審認定の事情をも考慮するときは、Xが、本件土地の大部分が都市計画街路として告示された境域内にあることを知らなかつた一事により過失があるとはいえないから、本件土地の瑕疵は民法五七〇条にいう隠れた瑕疵に当たるとした原判決の判断は正当である。」

#### 定義を再考する

##### 種類売買（種類債務）

1. 一定の品質・性能を備えた物
2. 一定の量

##### 特定物売買（特定物引渡債務）

1. 一定の品質・性能を備えた物
2. 特定した物(当事者の主観において代替物がない)

\* 特定物売買の場合の瑕疵も、契約（合意内容）と現実との不一致にほかならない。 錯誤論へ

#### 2つの瑕疵概念

1. 通常有すべき性質・性能を欠いている。（客観的な理解）  
（参照）仙台高判平成 12 年 10 月 25 日判時 1764 号 82 頁
2. 契約（合意内容）と現実とが一致していない。（主観的な理解）  
（参照）最判昭和 41 年 4 月 14 日民集 20 巻 4 号 649 頁

\* 瑕疵概念を「契約と現実との不一致」として収斂させていくと、民法 570 条も契約責任として理解することができる。

種類物売買としての「特則」も消滅する道筋をたどりつつある。

権利行使の期間制限……種類売買の規律の方から近づく？

権利行使期間の短縮化への衝動！

修補請求権……代物請求は不可能だとしても。

\* ただし修補請求権には業者（売主）保護という側面がある。まず、修補させてもらう権利。

#### 論点？ 損害賠償の範囲（履行利益と信頼利益）

- ・ 買主は売主に対して瑕疵がないと信じたことによって被った損害の賠償（信頼利益の賠償）を請求することができる（東京高判昭和 62 年 6 月 30 日判時 1240 号 66 頁）
- ・ 仙台高判平成 12 年 10 月 25 日判時 1764 号 82 頁（上告）

「本件各宅地は、前記認定のとおり、「隠れたる瑕疵」により、本件地震の地震動に耐え得ることができず、別紙「被害の概要」記載のとおり被害が発生しているところ、控訴人らは右瑕疵による損害を本件各宅地の価格減少分と本件各居宅についての修補等に要する費用（七割相当分）と捉えて損害賠償を請求しているが、民法五七〇条による売主の瑕疵担保責任は、売買の目的物に一部原始的不能と評価される劣性部分がある場合に、契約の有償性に鑑みて公平ないし買主保護のために売主の過失の有無を問わずに認められた一種の無過失責任であるから、損害の範囲は、買主が目的物の瑕疵を知っていたなら被らなかつたであろう損害、すなわち、信頼利益に限ると解すべきであり、そうすると、控訴人らが主張する本件各宅地の価格減少分は、本来、買主が瑕疵のない宅地の給付を受けたことを前提にしてこれを他に転売した場合を想定して、瑕疵ある宅地の転売価格との差額を損害として評価するものであることに帰着し、すなわち、履行利益に相当する分であり、信頼利益ではないから、瑕疵担保責任による損害賠償の範囲には入らないと解すべきである。

一方、控訴人らが主張する本件各居宅についての修理等に要する費用は、買主が宅地の瑕疵を知っていたら、宅地を購入して一般的な工法により居宅を建築するという行動は避けて、他の行動を選択して修理費用等の支出は免れることのできた損害と評価し得るから、信頼利益の範囲に入るものと解される。」

#### 特別な社会的接触の関係からのアプローチ

最判 1975（昭 50）年 2 月 25 日民集 29 卷 2 号 143 頁、判例時報 769 号 11 頁（破棄差戻）（リーディングケース）

【参照法令】民法 1 条、民法 167 条、会計法 30 条、自動車損害賠償保障法 3 条

（事案の概要）昭和 40 年 7 月、自衛隊員の A が車両整備工場内で隊員 B の運転する大型自動車にひかれて即死した。昭和 44 年 10 月、A の両親 X が国に対し自賠法 3 条による損害賠償を求めて訴えた。地裁、請求棄却。X は控訴審で、安全配慮義務違反を主張した（控訴棄却）。

（判決理由）

「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入つた当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものである（る）」。

「国と国家公務員（以下「公務員」という。）との間における主要な義務として法は、公務員が職務に専念すべき義務（国家公務員法一〇一条一項前段、自衛隊法六〇条一項等）並びに法令及び上司の命令に従うべき義務（国家公務員法九八条一項、自衛隊法五六条、五七条等）を負い、国がこれに対応して公務員に対し給与支払義務（国家公務員法六二条、防衛庁職員給与法四条以下等）を負うことを定めているが、国の義務は右の給付義務にとどまらず、国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあつて、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（以下「安全配慮義務」という。）を負っているものと解すべきである。」

「安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる

当該具体的状況等によつて異なるべきものであり、自衛隊員の場合にあつては、更に当該勤務が通常の作業時、訓練時、防衛出動時（自衛隊法七六条）、治安出動時（同法七八条以下）又は災害派遣時（同法八三条）のいずれにおけるものであるか等によつても異なりうべきものである。」

「国が義務者であつても、被害者に損害を賠償すべき関係は、公平の理念に基づき被害者に生じた損害の公正な填補を目的とする点において、私人相互間における損害賠償の関係とその目的性質を異にするものではないから、国に対する右損害賠償請求権の消滅時効期間は、会計法三〇条所定の五年と解すべきではなく、民法一六七条一項により一〇年と解すべきである。」

**雇用契約からのアプローチ・最判昭和 59 年 4 月 10 日民集 38 卷 6 号 557 頁**，判例時報 1116 号 33 頁（棄却）〔窃盗目的で言葉巧みに社内に入り込んだ元同僚に宿直員が殺害され、会社の責任が問われた事例〕〔**重要判例** じん肺訴訟判決〕

「雇傭契約は、労働者の労務提供と使用者の報酬支払をその基本内容とする双務有償契約であるが、通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労務の提供を行うものであるから、使用者は、右の報酬支払義務にとどまらず、労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務（以下「安全配慮義務」という。）を負っている。」

「使用者の右の安全配慮義務の具体的内容は、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によつて異なるべきものである。」

「Y 会社は、A 一人に対し……二四時間の宿直勤務を命じ、宿直勤務の場所を本件社屋内、就寝場所を同社屋一階商品陳列場と指示したのであるから、宿直勤務の場所である本件社屋内に、宿直勤務中に盗賊等が容易に侵入できないような物的設備を施し、かつ、万一盗賊が侵入した場合は盗賊から加えられるかも知れない危害を免れることができるような物的施設を設けるとともに、これら物的施設等を十分に整備することが困難であるときは、宿直員を増員するとか宿直員に対する安全教育を十分に行うなどし、もつて右物的施設等と相まつて労働者たる A の生命、身体等に危険が及ばないように配慮する義務があつたものと解すべきである。」

### **売買契約からのアプローチ：安全配慮義務と拡大損害**

横浜地判平成 3 年 3 月 26 日判時 1390 号 121 頁（一部認容、一部棄却）

（事件の概要）X 1 が Y 1 経営のスーパー（忠実屋）屋上のペットショップ Y 2 で手乗りインコの雛二羽を購入して飼育していたところ、インコがオウム病菌クラミジアを保有していたため、X 1 の家族全員がオウム病性肺炎に罹患し、X の妻は死亡した。X は Y 1 に対して損害賠償を求めた。（参照条文）商法 23 条（名板貸人の責任）、民法 415 条

（判決理由）

「一般に、売買契約の売主は、買主に対し、売買の目的物を交付するという基本的な給付義務を負う他に、信義則上、これに付随して、買主の生命、身体、財産上の法益を害

しないように配慮すべき注意義務を負っており、瑕疵ある目的物を買主に交付し、その瑕疵によって買主の右のような法益を害して損害を与えた場合には、積極的債権侵害ないし不完全履行として、民法四一五条により損害賠償義務があるというべきである（なお右の契約責任は、信義則上その目的物の使用、消費等が合理的に予想される買主の家族や同居者に対しても及ぶと解するのが相当である。）

「これを本件についてみるに、動物の売主に課せられる買主及びその家族等の生命、身体、財産の安全性について配慮すべき注意義務の内容、程度については、売買の目的となった動物の種類、その動物が人間に対してもたらすおそれのある害悪の内容およびその防止方法、売主と買主それぞれが有し得る右害悪についての認識および防止手段の程度など諸般の事情を総合的に考慮してこれを決すべき」である。

「昭和五八年二月当時のペット販売業界では、オウム病の危険性が相当程度ポピュラーになっていたものと推認することができる。そして、これに対する業界の啓蒙活動や予防対策も始まっていたのであるから、インコなどの鳥類を顧客に販売する業者には、オウム病について関心をもち、機会をみつけては愛玩動物協会の講習会等に参加するなどしてその知識習得に努め、商品である鳥の健康状態についてきめの細かい観察を行い、必要があればテトラサイクリン系薬剤入りの餌を購入して鳥に与え、あるいは、卸売業者ないし生産業者に対し、かかるオウム病予防対策を鳥に施しているかどうかを確認し、さらに顧客に対しては、オウム病クラミジアの人に対する感染防止を念頭においた飼育方法の説明を行う（たとえば、口移しで餌をやらない……）など、自己の販売した鳥からの感染による顧客ないしその家族に対するオウム病の発症の予防に努めるべき注意義務があったというべきである。本件においても、補助参加人がオウム病を念頭において、右のような注意義務を尽くしていれば、訴外明美及びXらの発症ないし死亡は避けることができたと思われる。ところが、補助参加人は、本件インコの売買当時、オウム病の危険性に対する認識を全くといってよいほど欠いて漫然と本件インコをXに販売したものであり、買主及びその家族の生命、身体、財産等の安全に配慮すべき注意義務を尽くさなかつたものである。従って、補助参加人は、Xらが蒙った後記損害について賠償すべき責任があるといわなければならない。」

\* 原告らの損害

Xの妻の損害

逸失利益 二一三四万五五六九円

主婦（死亡時満三六歳）で、本件事故により死亡しなければ、満六七歳までの三一年間家事労働に従事し得たものと認められるから、その間の逸失利益の現価は、昭和五六年賃金センサス産業計、企業規模計、学歴計、女子労働者の全年齢平均賃金一九五万五六〇〇円を基礎とし、生活費として三割を控除し、ライブニッツ式計算法により年五分の割合による中間利息を控除して算定すると（ライブニッツ係数一五・五九三）

慰謝料 一四〇〇万円

本人の慰謝料としては、一四〇〇万円をもって相当と認める。

3 原告ら固有の慰謝料

Xの損害 一五万円

オウム病発症についての慰謝料としては、一五万円をもって相当と認める。

【注意】東京高判( 原判決取消, 請求棄却 )。最判平成 7 年 11 月 30 日民集 49 卷 9 号 2972 頁( 破棄差戻 )

横浜地( 川崎支部 )判平成 13 年 10 月 15 日判例時報 1784 号 115 頁( 一部認容, 確定 )  
( 事実の概要 ) 犬などのペットの販売業を営む X が, Y から子犬二匹( 8 万 5 千円 ) を購入したところ, そのうちの一匹がパルボウィルスに感染していて, 発症し, X が商品として所有していたその他の犬にも感染, 発症したとして, 売買契約の解除に基づく代金の返還と債務不履行または不法行為による拡大損害の賠償を求めた( 請求額 138 万 3720 円 )。Y は, Y が売却した犬からのパルボウィルスの感染を争い, 拡大損害の因果関係等を争った。地裁は, 売買の解除に基づく売買代金 8 万 5 千円及び債務不履行による損害として 94 万 8720 円, 合計 103 万 3720 円を認容した。

( 判決理由 ) 「本件マルチーズは, Y のもとにおいて既にパルボに感染していたもので, Y も認める健康で病気に罹患していない動物を売り渡すという売買契約の基本的義務に反していたといわざるを得ず, これにより, X は, 本件マルチーズを死亡により失い, また, 同時に購入したシーズーも商品価値がなくなったものというべきであって, 転売という売買の目的を達成することが不能となったものであり, X の Y に対する本件売買の解除の意思表示は有効なものである。

売買契約は双務契約であり, 残ったシーズーは, X のもとに在ることは認められるが, Y は, この引取を強く拒否する意思を表明していることは明らかであるから, X は, シーズーの提供をすることなく, 売買代金の返還を求めることができる。」

「X の拡大損害は, X の支店から X 代表者の妻が連れ帰った犬の一匹が入っていた段ボールの箱が倒れるなどして, その箱から出て, 本件マルチーズが嘔吐したあとを歩いたこと, 支店で使用していた犬舎のステンレス部分にパルボに感染した犬の便等が残存し, これから感染した可能性が高いが, 感染経路を特定することは直ちにはできない。

前記認定のとおり, パルボを発症した犬がいる環境でのパルボの感染力は極めて強いものであり, この点については, 当事者間に争いが無い。そうすると, ……各犬がパルボに罹患し, 発症したことは, 本件マルチーズがパルボを発症したことに起因するものであることは明らかであり, これは X 及び Y のようなペットとしての犬を販売する業者の間では十分予測できるところである。

なお, 遠方から運ばれてきて, 車に揺られてきた犬が, 食餌をせず, 一日後に嘔吐するということは十分ありうることからすると, X が, 単に本件マルチーズが元気がなく, 食欲不振であるというだけで直ちにパルボの発症を疑うことはできず, その段階で, X 代表者の妻が支店の犬を一応隔離した状態で自宅に持ち帰ったことをもって, X の過失ということとはできない。X 代表者は, 本件マルチーズの嘔吐後にパルボの発症を疑ったが, そのときには, X 代表者の妻が支店の犬を持ち帰った時期に極めて接着した時期であり, これを止めることは困難であったと認められる。

また, 上記の犬舎のステンレス部分を直ちに感染源として疑うことは極めて困難である。したがって, 拡大損害の発生について, X に過失があるとはいえない。」

「不法行為の成立までは, 認められず, X 主張の慰謝料及び弁護士費用を債務不履行に基づく損害と認めることはできない。」

\* 損害 原告に次のとおりの拡大損害が発生したことが認められ、前記のパルボの伝播力から考えると、十分な予見可能性があったと認められる。

- ア 感染した犬の代金 五九万五六〇〇円
- イ 消毒代 三万九八〇〇円
- ウ 犬五匹の治療、入院代 二一万〇七二〇円
- エ 犬の汚物によって廃棄したふとん代、洋服代 三万円
- オ 廃棄した犬舎（四個）代金 二万八〇〇〇円
- カ 廃棄したペットヒーター（八台）代 二万九六〇〇円
- キ 葬式（五匹）代 一万五〇〇〇円
- ク 以上合計 九四万八七二〇円

損害賠償請求，売掛代金請求事件・岐阜地（高山支部）判平成 4 年 3 月 17 日判例時報 1448 号 155 頁（甲事件一部認容，乙事件棄却，控訴）

（事実の概要）甲事件は，肉用豚の繁殖・飼育を業とする甲事件原告が，甲事件被告日産化工株式会社製造，甲事件被告株式会社児島喜八郎商店販売にかかる商品名天然ミネラルなる飼料中にトキソプラズマ原虫が混入していたため，その給与を受けた原告飼育にかかる母豚一三頭が死亡し，一六頭が流産するなどの被害を受けたとして，被告日産化工株式会社に対し，不法行為に基づき，被告株式会社児島喜八郎商店に対し，不法行為，不完全履行責任，売主の瑕疵担保責任，又は製造者責任に基づき，その損害賠償を求めた事案である。

乙事件は乙事件原告（甲事件被告株式会社児島喜八郎商店）の乙事件被告（甲事件原告）に対する売掛金請求事件であって，売掛金の存在・金額等の事実関係については当事者間に争いがないのであるが，乙事件被告が甲事件の損害賠償債権を反対債権とする相殺を主張する関係で甲事件と争点は同一の事件である。

（判決理由）

「本件売買契約当時，本件商品中にはトキソプラズマ原虫が混入していたものと認めべきところ，被告児島商店には，本件売買契約の売主として，本件商品の給付義務のほか，抽象的には，契約当事者間の信義則上の付随義務として，商品である食肉用家畜飼料にトキソプラズマ原虫のごとき病気の原因体が混入しない状態でこれを買主に引き渡すべき注意義務があったものと解するのが相当であり，売主において，右注意義務違反のなかったことを主張・立証しない限り，不完全履行として，民法四一五条により買主に対し損害賠償義務があると解するのが相当である。他方，商品に本件のごとき欠陥のあった場合であっても，民法の過失責任の原則からすると，売主が，商品の安全性を点検できる立場になり単なる小売業者にすぎない場合には，その結果回避可能性がないから，具体的には右注意義務は発生せず，その責任を認めるのは相当でない。

これを本件につき検討するに，本件のごとく，本件商品に総発売元として自己の名を表示した販売業者である被告児島商店は，前期 1 認定の事実によれば，製造者である被告日産化工との間において，本件商品の流通を支配する契約関係を締結していたものと認められ，従って，買い手に対しては，その商品につき，製造業者とともにその製造・販売の過程で生じた商品の瑕疵につき，責任を負う立場にあったものというべきであり，他方，製

造者である被告日産化工に対しては、製造過程において欠陥商品が生産されることのないよう、指示・監督しうる立場にあったものと解するのが相当である。」

**\* 損害額**

1. ア 死亡した母豚の損害 金一〇四万〇〇〇〇円
- イ 母豚流産による損害 金二三〇万四〇〇〇円
- ウ 医薬品代 金九二万二八五〇円
- エ その他の損害 金二〇〇万〇〇〇〇円

原告が本件事故によって被った精神的苦痛その他本件にあらわれた一切の事情を考慮すると、本件事故と相当因果関係のある原告の無形損害としては、金二〇〇万円をもって相当であると認める。

カ 以上合計は金六二六万六八五〇円となる。

2. 相殺（損害てんぼ）

金一九九万〇六一九円

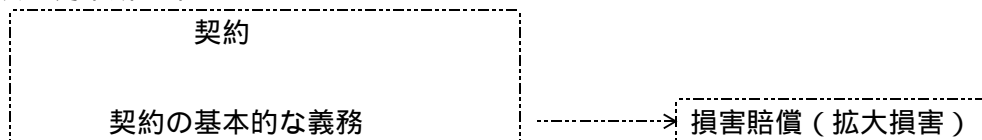
乙事件において、本件損害賠償債権と乙事件売掛金債権との相殺がなされたので、本件損害てんぼ額は、次の計算式のとおり、金一九九万〇六一九円となる。

3 損害てんぼ後の損害額

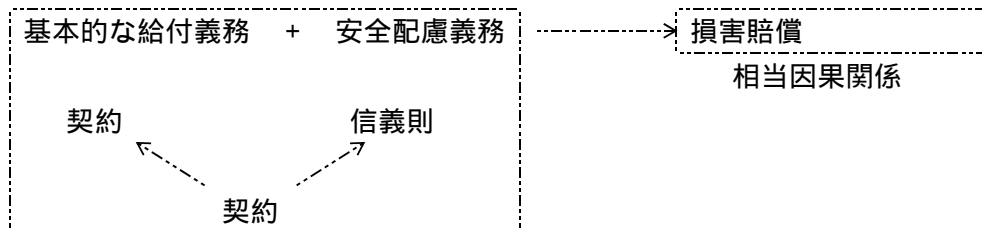
従って、損害てんぼ後の損害額は、金四三七万八一一〇円となる。

**\* 動物の売買契約でウイルスに罹患していた場合の二つの地裁判決、その論理構造は違うか。**

(1) 横浜地判平成 3 年



(2) 横浜地判平成 13 年



**瑕疵担保責任の法的な性質，167 条 1 項の適用（積極）**

最判平成 13 年 11 月 27 日民集 55 卷 6 号 1311 頁，判例時報 1769 号 53 頁（破棄差戻）

（事実の概要）昭和 48 年 2 月 18 日，X（被上告人）は Y から本件宅地とその地上建物等を買受け，その代金を支払った。同年 5 月 9 日，本件宅地につき Y から X への所有権移転登記がされ，そのころ，X は Y からその引渡しを受けた。

本件宅地の一部には，柏市昭和 47 年 10 月 27 日第 157 号をもって道路位置指定がされている。このため，本件宅地上の建物の改築に当たり床面積を大幅に縮小しなければならないなどの支障が生ずるので，道路位置指定がされていることは，民法 570 条にいう「隠レタル瑕疵」に当たる。（原審認定）

Xは、平成6年2月ないし3月ころ、上記道路位置指定の存在を初めて知り、同年7月ころ、Yに対し、道路位置指定を解除するための措置を講ずるよう求め、それができないときは損害賠償を請求する旨を通知した。

その後、XはYに対して瑕疵担保による損害賠償を求めた。Yは、Xの損害賠償請求権は時効により消滅したと主張し、本訴において消滅時効を援用した。

(原審)一部認容。「売主の瑕疵担保責任は、法律が買主の信頼保護の見地から特に売主に課した法定責任であって、売買契約上の債務とは異なるから、これにつき民法167条1項の適用はない。また、同法570条、566条3項が除斥期間を定めているのは、責任の追及を早期にさせて権利関係を安定させる趣旨を含むものであるが、他方で、その期間の起算点を「買主が事実ヲ知りタル時」とのみ定めていることは、その趣旨が権利関係の早期安定だけでないことを示しているから、瑕疵担保による損害賠償請求権に同法167条1項を準用することも相当でない。このように解しないと、買主が瑕疵の存在を知っているか否かを問わずに損害賠償請求権の時効消滅を認めることとなり、買主に対し売買の目的物を自ら検査して瑕疵を発見すべき義務を負わせるに等しく、必ずしも公平といえない。」

(判決理由)

(1) 買主の売主に対する瑕疵担保による損害賠償請求権は、売買契約に基づき法律上生ずる金銭支払請求権であって、これが民法167条1項にいう「債権」に当たることは明らかである。この損害賠償請求権については、買主が事実を知った日から1年という除斥期間の定めがあるが(同法570条、566条3項)、これは法律関係の早期安定のために買主が権利を行使すべき期間を特に限定したものであるから、この除斥期間の定めがあることをもって、瑕疵担保による損害賠償請求権につき同法167条1項の適用が排除されると解することはできない。さらに、買主が売買の目的物の引渡しを受けた後であれば、遅くとも通常の消滅時効期間の満了までの間に瑕疵を発見して損害賠償請求権を行使することを買主に期待しても不合理でないと解されるのに対し、瑕疵担保による損害賠償請求権に消滅時効の規定の適用がないとすると、買主が瑕疵に気付かない限り、買主の権利が永久に存続することになるが、これは売主に過大な負担を課するものであって、適当といえない。

したがって、瑕疵担保による損害賠償請求権には消滅時効の規定の適用があり、この消滅時効は、買主が売買の目的物の引渡しを受けた時から進行すると解するのが相当である。」

本件においては、XがYに対し瑕疵担保による損害賠償を請求したのが本件宅地の引渡しを受けた日から21年余りを経過した後であるから、Xの損害賠償請求権については消滅時効期間が経過している。Yによる消滅時効の援用が権利の濫用に当たるとのXの再抗弁等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻す。

〔重要裁判例〕福岡高判平成 13 年 7 月 19 日判時 1785 号 89 頁，判タ 1077 号 72 頁

一審被告三社直営の本件各炭鉱で稼働していた一審原告らが，坑内外の粉じん作業によりじん肺に罹患したとして，一審被告三社に対しては安全配慮義務の不履行を理由に，被控訴人国に対しては国賠法 1 条による過失責任を理由に，慰謝料等を求めた。高裁は，一審被告三社は，各時代における実践可能な最高の工学的技術水準に基づいたじん肺防止対策を取っておらず，使用者として，信義則上求められる安全配慮義務違反があるものというべきであり，他方，被控訴人国の昭和 35 年 4 月以降の規制権限不行使は，許容される裁量の限度を逸脱して著しく合理性を欠く違法行為であり，一審原告らの損害との間には因果関係が一部認められ，損害の一部を賠償する義務がある等として，原判決を変更した。

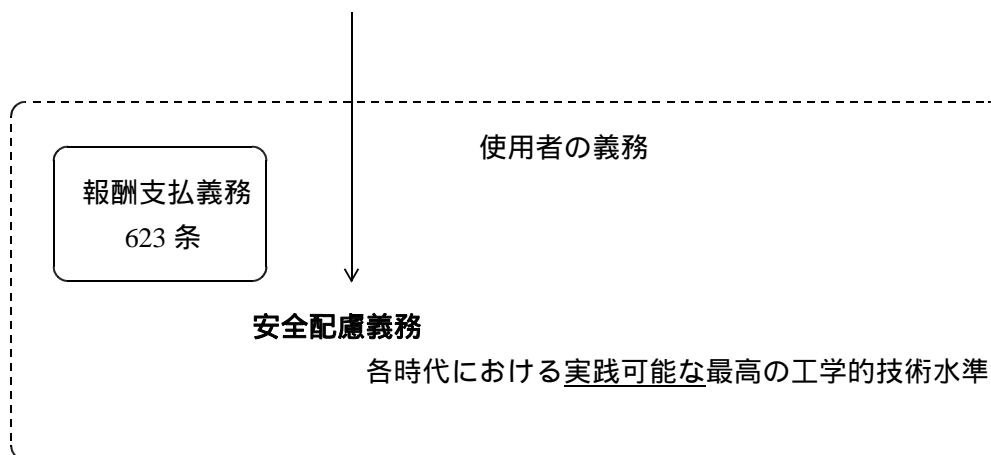
（判決理由）

「雇傭契約は，労働者の労務提供と使用者の報酬支払をその基本内容とする双務有償契約であるが，通常の場合，労働者は，使用者の指定した場所に配置され，使用者の供給する設備，器具等を用いて労務の提供を行うものであるから，使用者は，報酬支払義務にとどまらず，労働者が労務提供のため設置する場所，設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において，労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務，すなわち「安全配慮義務」を負っているものと解するのが相当である。そして，使用者のこの安全配慮義務の具体的内容は，労働者の職種，労務内容，労務提供場所等安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によつて異なるべきものである（最高裁昭和 59 年 4 月 10 日判決・民集 38 巻 6 号 557 頁参照）。」

「その義務（＝安全配慮義務）の具体的内容・程度は，本件従業員らが従事した粉じん作業の内容，その作業環境，就労状況等のほか，前記のようなじん肺に関する医学的知見，じん肺防止に関する工学的技術水準，じん肺教育・健康管理に関する法令・知見，法制及び行政の状況等を総合考慮して検討しなければならない。」

「被告三社での就労期間は，大正 11 年から昭和 61 年までという極めて長期間にわたり，前記のようにこの間に，じん肺についての医学的知見は深まり，また，作業内容は変化し，防じん技術も進展したことが認められ，この間に使用者が果たすべき安全配慮義務の具体的内容も，変化を免れないというべきである。」「昭和 10 年頃以降，炭鉱経営者は，炭鉱においても，粉じん吸入によるけい肺発生の危険性があること及び粉じん防止対策についての一般的な知見を有していたものと認められ，昭和 24 年ころから次第にその知見は広がり，正確なものになっていき，昭和 30 年頃には炭じん自体の有害性についても十分な知見を有していたものと認められるところ，一審被告三社は，本件従業員らとの間で，常時粉じん作業に従事させることを目的とする雇用契約を締結し，同雇用契約に基づき，強制的な通気の必要な地底の坑道等において，岩粉や炭じんを多量に発生，飛散させ，労働者をして，これに暴露する危険のある各種粉じん作業に従事させていたのであるから，昭和 10 年頃以降は，雇用契約に付随する義務として，信義則上，各時代における実践可能な最高の工学的技術水準に基づいて，後記 1 ないし 8 のじん肺防止対策を取り，使用者として，労働者がじん肺に罹患し又は増悪させることがないように周到にその安全を配慮すべき義務があるものというべきである。」

図) 雇用契約 解釈 (623条〔主たる義務〕+信義則 付随義務)



三菱重工事件 (三菱難聴一、二次訴訟上告審判決)・最判平成3年4月11日判例時報1391号3頁 (上告棄却)

「上告人の下請企業の労働者が上告人の神戸造船所で労務の提供をするに当たっては、いわゆる社外工として、上告人の管理する設備、工具等を用い、事実上上告人の指揮、監督を受けて稼働し、その作業内容も上告人の従業員であるいわゆる本工とほとんど同じであったというのであり、このような事実関係の下においては、上告人は、下請企業の労働者との間に特別な社会的接触の関係に入ったもので、信義則上、右労働者に対し安全配慮義務を負うものであるとした原審の判断は、正当として是認することができる。」

電通過労自殺事件・最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁，判例時報1707号87頁

「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところである。労働基準法は、労働時間に関する制限を定め、労働安全衛生法六五条の三は、作業の内容等を特に限定することなく、同法所定の事業者は労働者の健康に配慮して労働者の従事する作業を適切に管理するように努めるべき旨を定めているが、それは、右のような危険が発生するのを防止することをも目的とするものと解される。これらのことからすれば、使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の右注意義務の内容に従って、その権限を行使すべきである。」

## 給付義務の限界

社会通念上不能，給付義務の限界と給付困難の問題を詰めて考えると。

(設例) 鹿児島市内の喫茶店でA君は後輩のB君に中古の自転車を五千元で売却する契約を結んだ。ところが自転車は盗難にあった。しかし、幸いなことにやがて北海道で発見された。鹿児島までの輸送費は約二万円かかるという。いま中古の自転車の価格は少し値上がりしているが、約六千元で手に入る。

1つの案：責めに帰すべき事由による履行不能の場合に債務者が負う賠償義務の範囲を給付義務の限界と考える。

この限界をこえると、もはや債務者は履行義務を負わない。

## 契約締結上の過失

(契約準備段階における信義則上の注意義務違反)

最(三小)判昭和59(1984)年9月18日判時1137号51頁(上告棄却)

(事実の概要) 建築途上のマンションの買受希望者が売主に自己の希望する設計を施工させたが売買契約が不成立に終り売主に損害を与えた事案につき、買受希望者に契約締結上の過失が認められた事例。

歯科医院経営者Yは、大野ハイツー〇二号室の売買に関し昭和五四年一月二〇日から売主Xとの交渉に入り、昭和五五年一月中旬頃既に基本的には本件物件がスペースの面で自己の希望する条件に適合しないと結論に達していたにもかかわらず、その後電気容量が不足であることを指摘して、Xをして電気容量増加のための諸行為(変電室を設けるための設計変更と施工、東京電力との契約内容の変更等)をさせ、Xから右変更の手続をしたこと及び約五〇〇万円の出費となることをきいても別段中止を求めることはせず、その後も二階部分の賃借交渉、見積書の作成を依頼するなど右設計変更を容認する態度に出ていたが、その後自らの都合で契約締結に至らなかった。

(判決理由)「Y(上告人)の契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠償責任を肯定した原審の判断は、是認することができる。」

原審(高裁)「取引を開始し契約準備段階に入ったものは、一般市民間における関係とは異なり、信義則の支配する緊密な関係にたつのであるから、のちに契約が締結されたか否かを問わず、相互に相手方の人格、財産を害しない信義則上の注意義務を負うものというべきで、これに違反して相手方に損害をおよぼしたときは、契約締結に至らない場合でも、当該契約の実現を目的とする右準備行為当事者間にすでに生じている契約類似の信頼関係に基づく信義則上の責任として、相手方が該契約が有効に成立するものと信じたことによつて蒙った損害(いわゆる信頼利益)の損害賠償を認めるのが相当である。」双方の過失割合は各五割。

「Y(上告人)の契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠

償責任を肯定した原審の判断は、是認することができ(る)。」

← 不法行為責任からのアプローチは可能

ドイツ民法  
原始的不能 契約不成立  
錯誤(取消可能性) 取消

契約締結上の過失責任  
相手方が契約が有効だと信頼したこと  
によって被った損害(信頼利益)  
を賠償する。